

室町末・戦国初期における土豪と百姓

— 丹波国大山荘・山城国久世荘の荘園制的規制 —

福丸 恭 昂

はじめに

本稿では、近年も特に見解が分かれている土豪を、室町末・戦国初期の荘園制の時代から再検討する。「土豪」についての研究は、「中間層」論以来の重厚な蓄積を有しており、近年も先行論者によって様々な角度から整理が行われている。⁽¹⁾ そのため詳細な研究史はここでは省略するが、近年の研究動向は次のように総括できる。すなわち、現段階での土豪に対する歴史的評価には、大きく二つの見解があり、一つは土豪を領主権力の末端に連なり村と対峙していた存在として位置付け、土豪と百姓・村との間に主要な階級矛盾を設定しようとする階級闘争史観に基づいた捉え方があった。⁽²⁾ もう一つは、土豪を村落の「器官」として、村落の利害のために働く者として捉え、前者を相対化する見解である。⁽³⁾

後者の見解は、遡れば藤木久志氏の研究に端を発する。藤木氏の

研究は、中世における生産力の一貫した向上を自明の前提としてきたそれまでの歴史観に疑問を呈し、災害・飢饉に関する歴史史料を博搜し、中世後期はむしろ慢性的飢饉状況であったことを強く印象づけることに成功した。さらに、これを「村の生存」という視角で引き継いだ長谷川裕子氏は、土豪による百姓への経済的支援⁽⁴⁾ 融通の実態を明らかにした。これにより、長谷川氏は土豪を村の生存のための機関として明確に位置付けている。⁽⁵⁾

長谷川氏の見解は、それまでの土豪に対する評価を大きく変更するものであった。湯浅治久氏は「ここに中間層は戦後の惣村研究に特有な「支配と矛盾の体現者」から「村の擁護者」へと劇的に変貌を遂げたことになる。しかしそれは惣村と土豪の実態を正しく反映しているだろうか、疑問なしとしない。惣村と同様に、土豪もまた多様な相貌を持つことを踏まえた立論が必要であることは言を俟たないであろう⁽⁶⁾」と長谷川説を批判しているように、両者の見解の統一的把握が今後の課題としてある。

ここで注意すべきは、長谷川氏の土豪論は主に戦国期～近世初期における土豪を中心としたものであり、それゆえ十五世紀の土豪については検討が手薄であるという点である。例えば、一五世紀の土豪については二〇〇九年の論文集においては僅かに触れられている程度である。⁽⁸⁾二〇一六年著書所収の論文⁽⁹⁾においては、一五世紀後半の上久世荘の事例に言及しているものの数例に留まり、更なる検討の余地を残している。⁽¹⁰⁾ここに十五世紀を中心に土豪について検討する余地が生じる。

一方で、中世後期荘園制の研究を参照すると、土豪は荘園制の解体を促進する存在として位置付けられてきた。荘園制論一般においては、伊藤俊一氏は、侍衆が出現し地域社会の秩序を担っていた事態が進行したことを、「最終的に地域社会における荘家の枠組みの解体を招いた⁽¹¹⁾」と評価している。また、後述するように荘園の個別事例研究においても、侍衆は荘園領主支配を弱体化させる存在として捉えられてきた。しかし、こうした評価をもってもおお、侍衆が現れるようになってから一定期間は荘園領主支配が継続したことは事実である。筆者は百姓からの働きかけが荘園領主支配を持続させていた点を示し、荘園制の存続要因を荘園領主・守護の共同支配に求める見解を相対化した。⁽¹²⁾同様に、荘園領主と土豪の対抗関係から荘園領主支配の衰退を論じる見解に対し、百姓の視点から捉え直す余地があると考える。

以上の課題を踏まえ、中世後期荘園制論と長谷川氏の戦国期村落

論とを架橋する論点の提示を目指す。本論では十五世紀の土豪に関する史料が比較的豊富に残されている丹波国大山荘、山城国久世荘を対象に、土豪と百姓の関係を追究する。具体的には、次の二点を検討する。まず、①室町末期～戦国初期にかけ、百姓が荘園制的秩序を利用して土豪に負担を求める様相を大山荘、久世荘の史料から復元することである。そして、②百姓の負担という点で①と大きく関係する久世荘未進徴符の表記の変容を明らかにし、①との関連性の有無を検討することである。①②の検討をそれぞれ一・二章で行う。一章では大山荘、二章では久世荘を対象とした。限られた地域を対象とする実証の成果であるが、以上の検討から引き出される展望と課題を、「おわりに」で述べることにする。

一 大山荘における土豪と百姓

1 大山荘における西田井村の荒廃と土豪の出現

大山荘の土豪と百姓の関係について検討に入る前に、まず大山荘の概要を簡単に紹介したい。来歴については高橋敏子氏⁽¹³⁾による詳細な紹介があるため、ここでは本稿に関連する範囲で整理する。東寺領大山荘は、一井(院)谷と賀茂莖谷から構成される池尻村と、西田井村の二つの村に耕地が散在している。このうち室町期における西田井村は、水不足などによってしばしば荒廃と開発を繰り返してきたことが知られる。既に先行研究⁽¹⁴⁾が明らかにしているこの経緯を

簡単に整理しよう。(1)～(5)

- (1) 応永一三年から、西田井村が全面的に荒廃していることが史料上に現れる。これは、主に水不足に起因すると考えられている。
 - (2) 永享八年、皆荒を機に百姓等が一斉に西田井の田地を放棄する。翌永享九年からは西田井の再開発が領主東寺により進められ、嘉吉二年からは西田井は上町・中町・下町・池内・川原田の五つの区画に編成される。
 - (3) 嘉吉年間から、近隣の土豪とみられる「細田」が大山荘西田井村の田地の大半を取得、内検帳に現れる。これは、西田井村の田地荒廃に伴う再開発を、細田が西田井村の名主職の買得することで請け負ったと考えられている。
 - (4) 細田の名が見られるのは宝徳元年までで、宝徳二年からは、近隣の土豪とみられる「高島」が史料上(内検帳など)に現れる。高島は、細田と同じく西田井田地の大半を取得しており、史料上には「高島方」とも記され、守護被官であることが指摘されている。
 - (5) 細田が撤退したあと高島のほか、難波方・新藤方といった土豪も西田井に参入する。
- 以上の事実が明らかにされたことに対し、先行論者は次のように評価した。
- 大山喬平氏はまず、『大山村史 本文編』では、「西田井村の再墾は東寺が採用した荘園維持の最後の努力であったが、それは細田・

高島・新藤などという近在の土豪の実力をいよいよ發揮さすことになり：西田井村を再建し、荘園制を維持しようとした東寺の努力は、結局は近在土豪の力を頼ることなしに、もはや何事もなしえないことを、はつきりさせただけである」と評価した⁽¹⁵⁾。別の論考において大山氏は「大山庄といい、上野庄といい、東寺が各所領で、こうした開墾方式を採用して荘園制の維持につとめたことが逆に武士勢力の進出をまねき、荘園領主東寺の支配を大きく後退させる結果になった」と評価した⁽¹⁶⁾。

その後、西田井村についての再検討を行った小林氏は「東寺は、荘園維持に努力するほど土豪に依存し、その力を拡大させることになるのである：全体的な流れとしては、土豪との拮抗関係のなかで、次第に東寺の支配が後退していく」と述べているように、大山氏と同様の評価をしている。このように、西田井村の荒廃・再開発に伴う細田・高島の進出は、大山荘支配の衰退と結びつけて論じられる。そこでは、大山荘支配の主導権を次第に喪失していく荘園領主東寺の無力さが、土豪との拮抗関係の中で、対照的に強調されているのである。

しかし、西田井村に土豪が進出してから東寺による大山荘支配が終焉を迎える永正期まで、半世紀以上は東寺による支配が存続している⁽¹⁸⁾。右の評価は必ずしも間違っていないが、視点を変えれば、この間東寺の支配が曲がりなりにも存続したことの意義を、より積極的論じる余地があるのではないか。そこで、先行研究が荘園領主東

寺と土豪の両者を中心に論じたのに対し、本稿では百姓の動向に視点を据えて論じることとしたい。この点は節をかえて検討する。

2 大山荘西田井村における土豪の負担と一井合村の百姓

室町後期に作成された大山荘の算用状では、大山荘を構成する一井（院）谷、賀茂荃谷、西田井村の収納がまとめて記載されている。算用状をみていくと、細田は、西田井村の東寺に納入する年貢・公事のほか、守護役も負担することになっていた点が以下の史料から分かる。

【史料1】⁽¹⁹⁾
除

地下半分定和市一斗一升五合宛

一、六斗六升一合二勺 代五百七十五文 国役

夫銭配分引之、細田前

【史料2】⁽²⁰⁾

残八斗内

五斗四升 代六百文国役夫銭地下半分立用、細田前分

残二斗六升内 和市九升宛

一斗八升六合 寺納中、

史料1は、嘉吉二年を対象とした大山荘西田井方内検年算用状において、除分を示す項目から引用した箇所である。「六斗六升一

合二勺 代五百七十五文 国役」とある脇に「地下半分定：細田前」

と記されているが、ここから守護役として計上された六斗六升一合二勺（＝五百七十五文）は除分として控除され、なおかつこの分は土豪細田の負担（「細田前」）とされている点が確認できる。

史料2は、嘉吉三年を対象とした大山荘年算用状から、西田井村を扱う項目の一部を引用した箇所である。ここでは、「五斗四升代六百文国役夫銭地下半分立用、細田前分」とある箇所に注目したい。先ほどの史料と同じく、守護役である夫銭は、地下が半分を負担することになっており、残りの半分が控除されている。「細田前」「細田前分」とあるのは、この守護夫銭が本来、土豪細田に賦課された分であることを示しているのである。辰田芳雄氏は大山荘において守護役の本所半分・地下半分負担原則を明らかにしている。史料中で「地下半分立用」とあるのは、右の原則によるものと理解して間違いないが、本来百姓等が負担するはずの「地下半分」負担を、細田に請け負わせるということで除分として処理しているのである。

細田の後に西田井村に進出した高島に対しても、同様の負担処理がされている。

【史料3】⁽²²⁾（割注は〈 〉内、朱筆は『 』内、以下同）

三石五斗六升三合〈代二貫九百六十九文〉

『高島百姓役二可出之処二為寺家之、弁之畢、四町七反分也、』

高島方自分未進ヲ一院谷百姓引違分二是給

者也、

右は、同じく大山荘算用状における除分の項目である。地の文は大山荘代官が記したもので、朱筆の箇所は東寺の代官が書き加えたものと考えられる。これによれば、一院谷百姓等が受給した三石五斗六升三分は、本来は高畠が「百姓役」として支払う義務があった分であるという。このように、高畠の負担とされているのは、単に代官の処理によるものではなく、高畠に未進分を請け負わせようという百姓等の要求があることによると考えられる。先の史料において、守護役が細田負担とされていることも同様であろう。このように一院谷百姓等が土豪細田・高畠に請け負わせる事で、実質的に本所半分土豪半分負担とされている点に注意したい。

一院谷百姓等が右のような負担要求を高畠に行っていた点は、次の史料からも窺える。

【史料4】（注記のない限り）「内は異筆、以下同」

畏申上候、

抑段銭事、人をのほせ申候て、免状を待申候処候、無其儀候て

罷下候、地下迷惑仕候、さ候間、①堅自奉行方催促候之間、先

国にて且納を仕候間、重而注進申候、国納御請取者可給候哉、

②就中、高畠方段銭ふさた候之間、さためてさやうの事に使なと入へく候、寺家さまより料足御下候て、御さた候ハてハイ

か、と存候、為其、懸注進申候、恐惶謹言

一院谷

十月十七日

「康正二 十 十八」

大山庄御代官

政所殿

御百姓等

右の大山荘一院谷百姓等申状は、康正二年に比定される。異筆で記されている日付は、宛先の大山荘代官政所に届いた日付と考えられる。概要は、段銭の免状を待機しているが東寺から下されなないため、「地下迷惑」＝百姓等に支障が生じていることを訴える内容である。①では、「厳しく（守護の）奉行方から催促されたので、ま

ず大山荘現地で（段銭を）納めたので、重ねて注進する。大山荘で納めて（守護が）受け取った分は請取状を發給してほしい」とある。そして、②では「特に、高畠方は段銭を支払っていないので、必ずそのようなこと（＝高畠方）に対して使などを派遣するべきである」とある。百姓等は守護への負担分の支給と、段銭を支払っていない土豪高畠に（守護方の）使者を派遣することを要請しており、百姓等が土豪高畠に未進を請け負わせようとする要求が明確に読み取れる。

高畠が大山荘西田井村に進出した後、「南端方」、「西方」、「新藤方」といった土豪も大山荘の西田井村に進出するようになる。

【史料5】

（端裏書）「 検張 享徳三「分」

注進 丹波国大山庄西田井内檢之事

合

上町 壹町九段十五代

中町 壹町九段

下町 壹町八段卅五代

池内 壹町卅代

以上六町七反卅代之内

除 卅代 稻荷田 貳段 井料田

五反 池

以上柒段卅代引之、

残六町之内

四町四段廿代 高島方作分

分米五石五斗

壹段五反卅代

散在百姓分

上町

上町

湯屋

一反 七升 左衛門

一反 一斗五升 掃部

上町

上町

一反 一斗五升 左衛門太郎 一反 一斗五升 道順

上町

上町

二反 四斗 南端方 一反 一斗五升 左衛門

中町

中町

一反 一斗七升 西方 一反 一斗七升 大夫大郎

中町

中町

一反 一斗七升 左衛門 一反 二斗 隨藏主

中町 下町

一反 一斗八升 新藤方 一反 七斗七升 左衛門

池内 堀田 池内

一反 一斗七升 孫三郎 一反卅代 二斗八升 道久(以下略)

下略

右の内検帳の対象年度は享徳三年であることが端裏書に書かれて
いるように、享徳年間に作成されたと推定される。「四町四段廿代」
は「高島方作分」とされ、その残りが、「散在百姓分」として記さ
れている。そして、西田井村の上町に南端方、中町に西方と新藤方
が記されているように、高島の他にも土豪が進出していることが分
かる。

この新藤は「進藤」とも記され⁽²⁵⁾、大山莊代官に任じられた時期も
ある。⁽²⁶⁾ 次の史料は、進藤が代官であった時に生じた問題を記したも
のである。

【史料6】⁽²⁷⁾

返々、此分よく御申候て被下候へく候、又我々つかい候
入目、くわ分に候、今しるし候て可進之候へ共、とても春三
日すき候ハ、罷可上候間、其時申入候へく候、若、正本御本
書人目共御ふん候ハ、引合申候て、すまし可申候、

御公用ちうもんの事

拾貫文 大方分

式貫文 執行分

一貫文 小行事分

式貫参百（物部方） 礼銭

以上 足ハ先細御請取まへ也、

参石八斗四升四合、足ハ先代官進藤方細候分、御百しやうちきに御わひ事申候処、御公用ニ御立候て可被下由、御状被下候間、国之わし七升仕候間、五貫四百九十文にて、よくく御さん用候へく候、又先代官進藤時、しゆこ夫をまつ百しやうひきちかへ候て仕候へと申候間、くわ分にひきちかへ候間、御立候て被下候へと申候へ共、御せういん無候間、一たう参仕候てわひ事可申由、くわたて候ときこへ候間、色々申候て、三貫の分申候て、とらせ候はんする由申候て、まつと、めをき候、其分御ふち候様ニ御申候て可然候、た、さいそく仕候ハ、一足うせ候へく候、うせ候へハ料足も御そんになり、又田地共あれ候てハ不可然候、よくく御し安候て御返事承候て、かたくさいそく仕候へく候、（中略）

十二月廿四日

元基（花押）

かん衛門殿

御宿所

公文所殿

右の史料は、大山荘代官中沢元基による東寺公文所とかん衛門に宛てた書状である。傍線部に注目したい。「また、以前の代官進藤

の時、守護夫をまず百姓が立て替えるようにと（進藤が）申し付けるので、（また、百姓等は守護夫を）多めに立て替えたので、（この分を代官進藤が）立て替えて支給するようにしてほしいと（百姓等が）申ししたが、（代官進藤の）御承引が得られなかったため、（百姓等の）一同が参仕して佗言を（東寺へ）申すつもりであると、企図しているとの聞いた」とのことが述べられている。この箇所より、進藤が百姓に立て替えを要求し、百姓が過分に立て替えて進藤に支払いを要請したが、進藤は承知しなかったことが分かる。この件は、代官が中沢元基に交代した後も尾を引いていたことが窺え、この時期の守護夫費用を誰が負担するかという問題が、大山荘において深く根を下ろしていたと言えるであろう。ここで百姓等が、当然代官進藤が負担するものとの態度を明確にしている点は、先の史料で見られる高島への百姓の負担要求と共通している。

以上のように、土豪である細田、高島、進藤に対しては、守護役を含む荘園制的負担を負う義務が生じていただけでなく、この義務から逸脱したときは、百姓等がその負担へと引き戻そうとする圧力があつた点が確認できる。既に述べたように、室町末期の大山荘に関する従来の研究は、荘園領主である東寺と、土豪の二者の拮抗の中で荘園領主支配が衰退していくと理解されていた。この位置付けは間違っているわけではないが、百姓の動向が視野から外れてしまふという問題点がある。従来注目されてこなかったこの時期の大山荘百姓について史料を検討すると、百姓等自身も土豪に対して荘園

制的諸負担を一百姓として負うことを期待していたことが明確に読み取れる。

土豪が出現してからもすぐに荘園領主支配が衰退に向かわなかった要因を挙げるならば、このような荘園制的秩序を利用した百姓等による土豪への規制（下からの荘園制的規制）があった点を考慮に入れるべきである。また、その影響を検証することが、次の課題である。

二 山城国久世荘における土豪と百姓

1 久世荘における土豪の評価

前章で検討した大山荘の土豪と百姓との関係は、山城国久世荘においてもみられるので、本章で検討する。久世荘は、日本中世史研究において著名な荘園であり、近年まで様々な角度から研究が精緻化している。通史⁽²⁹⁾については先行研究に譲ることとして、ここでは本論に必要な範囲で本荘園の概要を把握しておこう。久世荘は現在の京都市南区の桂側右岸に位置し、東寺領は上久世荘・下久世荘からなる。久世荘における土豪の出現については、まず上島有氏⁽³⁰⁾が基礎的事実を明らかにしている。以下(1)～(3)はその概要をまとめたものである。

(1) 室町時代の上久世荘では、年貢の減免・井料の下行などについて「名主百姓」が申状を作成し、荘園領主東寺に要求している。

長祿三年（一四五九）に上久世荘侍分二人・地下分八五人、下久世荘侍分一人、地下分五六人の計一七三人が連署して、土一揆に与力同心しない旨を誓った起請文⁽³¹⁾を境にして百姓申状が姿を消す。

(2) 以後、数名（ときには一〇数名）の年寄衆のみが連署した書状・請文あるいは起請文（上島氏が「年寄衆連署状」と呼ぶもの）が一般化する。

(3) 年寄衆の組織と秩序は、文明―永正段階を頂点として、それ以後漸次衰退する。この原因は、侍衆の武家などへの被官化があるとされる。

以上から、年寄衆（侍衆）は室町時代と比較して戦国時代に荘園で経済的・政治的地位が「強化」したというのが、上島氏の見解である。同じく久世荘における年寄衆（侍衆）に対する評価は、久世荘における名主職を検討した久留島典子氏の研究⁽³²⁾も関連する。氏の研究は次の(1)～(3)のようである。

(1) 室町後期から荘外の高利貸資本に流出した名主職（加地子収取権）が荘内の侍衆・公文によって買い戻し・集積され、荘内では名主―作人の収取関係が広く存在するようになる。

(2) 侍衆・公文と百姓の間には支配隷属関係が進行すると同時に、対立関係が深まる。

(3) 侍衆・公文ら地下名主層を中心に本年貢の未進が増加、侍衆・公文が成長するにつれて東寺の久世荘支配は弱体化する。

以上から、久留島氏も侍衆・公文が百姓を「支配隷属」し荘園支配を弱体化させていると評価する。しかし、久留島氏の見解を踏まえても、侍衆が長祿三年の久世上下荘百姓等連署起請文のように明確に現れるようになってから、「年寄衆連署状」がみられなくなる（上島氏によれば永正期）まで東寺の上久世荘支配が存続している点是否定できない。大山氏・小林氏の大山荘における土豪の評価と同じように、上島氏・久留島氏の久世荘における土豪の評価も、荘園内における土豪の優越性と、荘園支配の衰退との関連を積極的に認めている。このように、室町末・戦国初期における土豪の評価は大山荘、久世荘ともに大差ないといえるが、この間の久世荘百姓の動向についても検討の余地がある。右の課題を踏まえ、久世荘における侍衆と百姓の関係を中心に検討を行いたい。

2 上久世荘における土豪と百姓

東寺領久世荘を構成する上久世荘・下久世荘のうち、まず上久世荘から検討を行う。上島氏が述べるように、長祿期頃から上久世荘において百姓申状はみられなくなるが、公文である寒川氏の関係史料は数多く遺されている。寒川氏は上久世荘の侍衆でもあり、寒川氏が作成した文書には百姓に関する内容も数多く含まれる。まず初めに取り上げる史料は、その中でも寒川氏と百姓との関係が窺える点で注目すべき史料である。

【史料7】³⁴⁾

御普請料八貫五百文、可致奔走之由、地下江申付候之處、当年之事者、就風損之儀、御百姓等無力過法式候条、有限御本役等之事さへ迷惑仕候上、臨時之儀雖被仰付候、聊緩怠にてハ候ハね共、堅御佗事可申之通申候、可有如何候事二候之哉、所詮、先御年貢寺納之前者、御催促御延引候者、可然候哉と存候、庄家之事不可有其隠候間申候、以外なる式共候、百姓地下二堪忍仕候様之御成敗本望候、此等之趣、可有御披露候、恐々謹言、

「文明十八」

寒川太郎三郎

拾月廿九日

家光（花押）

公文所 御坊

文明十八年（一四八六）に作成されたこの書状は、上久世荘公文の寒川家光が「御普請料八貫五百文」の催促延引を東寺公文所に求めているものである。ここで傍線部に注目したい。この箇所は、寒川が「御普請料八貫五百文」の弁済を地下に申し付けた際、地下（百姓）からの返事を引用した箇所にあたる。その内容は、「今年は、風損につき、御百姓等の困窮は甚だしく、限りある御本役のことさえ（百姓等に）支障をきたしている上、臨時役を仰せ付けられたとしても、いささかもゆるがせにするつもりはないが、しっかりと（東寺にこのことの）佗言を申し上げるべきである、と（百姓等が寒川に）申した」とある。傍線部以降の箇所からも分かるように、この書状で寒川が東寺公文所に「御普請料八貫五百文」の催促延引を申

し入れる直接の理由は、百姓等からの訴えがあったからである。こ
こから寒川が百姓等の意向を無視できない状況にあった点が確認で
きる。

次の史料も寒川と百姓の関係を検討する点で重要である。

【史料8⁽³⁵⁾】

とくら跡高分、先度注進候つる、少相違あるへく候、又
ふけ方ハ直納申候間、此方にてハ算用不仕候、

上久世庄名主分御年貢米算用・徴符調上申候、定而可有相違之
儀候間、可承候、次東田井損免事、昨日七斗御下行候、雖然、
余少分之間、一石分下行仕候、於無御同心者、拙者并可申候、

①將又、去年算用之儀、百姓兎角申候て、不致同心候、自家来、
急度可被仰事、可然存候、②於拙者、更々御等閑不存候、年内
者、無余日事候者、いか、可有候哉、不可過御思案候、恐々謹
言、

公文

十二月十一日 家光(花押)

公文所法眼

御坊

年未詳であるが、作成者寒川家光が上久世荘の公文であった十五
世紀後半頃に比定できる。傍線部①に注目したい。この書状では、
上久世荘における年貢収納に関わる、算用状・未進徴符作成が問題
とされているが、特に「去年」分に関しては、百姓等の同意が得ら

れなかったという。これについて、②寒川自身が決してなおざりに
していたわけではない、と東寺へ釈明している。年貢収納において
は百姓等の同意を必要としていた、両者の関係が読み取れるであ
う。

公文寒川のほかに、上久世荘には利倉、和田などの姓を冠する
侍衆がいたことが知られるが、彼らと百姓との関係も史料から窺い
知ることができる。まず、次の史料を参照しよう。

【史料9⁽³⁷⁾】

昨日者以西迄委細申所候本望之至候、仍壬月之御公事之儀預御
返事候、先以畏入候、次今日御旬之事名主分ヲ相触候、百姓之
前ヲ堅申候へ共何と成候へ今日者不相調候、以御調儀重而可被
仰付候哉、□我々非如在之儀候、恐々謹言、

文亀二

九月廿九日 昌玄(花押)

貞次(花押)

上使御僧 まいる

文亀二年(一五〇二)に作成されたこの書状は、侍衆である利倉
昌玄・和田貞次により作成され、東寺の上使に宛てられたものであ
る。傍線部によれば、「御旬之事」という負担⁽³⁸⁾に関し、利倉・和田
は費用負担を百姓に命じたが、うまくいかず今日は調達できていな
いとのことである。侍衆が百姓に対する負担を命じたところで、す
ぐに費用が調達されるわけではないことをこの史料から読み取るこ

とができるが、その要因・背景を知る上で重要なのは、このおよそ二ヶ月前、上久世荘の百姓等は東寺へ申状を提出しているという点である。この申状を次に引用した。

【史料10³⁹】

長日之御公事人夫之事、閏六月分ヲ可被召使之由被仰出候、迷惑仕候、閏五月六月二候之時者、自先規御公事を不仕候、定而可有御存知候之処、至当年如此被仰下候、各御侘事申候、如先々二候者可畏入候、恐々謹言、
 文亀二 上久世庄
 七月廿四日 御百姓
 公文所殿 御坊

右の史料の作成主体は「上久世荘 御百姓(姓)」とされ、主な内容は閏六月分の「長日之御公事人夫」の徴発をやめるよう訴えるものである。「迷惑」と述べているように、公事人夫の徴発が百姓に支障をきたしていることを訴えている。この点を踏まえれば、史料9において利倉昌玄・和田貞次が百姓に負担を命じても調わなかった要因は、明らかであろう。この時期の公事人夫負担を調達するには、百姓等の合意が侍衆にとって重要であったのである。

以上の検討から、公文寒川や利倉ら侍衆は、荘園諸負担に関して百姓等の同意を必要不可欠としていた。この点において、侍衆と百姓等とは一面对等な関係にあるといえる。

3 上久世荘未進徴符における侍の表記

前節の検討は、主に荘園諸負担をめぐる侍衆と百姓の関係であったが、史料の制約のため侍衆と百姓の関係を断片的にしかり得ないという問題点もあるといえる。そこで、室町後期～戦国期を連続して、両者の関係を検討し得る素材として、ここでは上久世荘未進徴符を取り上げる。上久世荘において算用状・未進徴符が数多く残されていることが知られ、これらの史料を取り上げた研究も数多くあるが、今後さらに定量的に分析する余地があると考えられる。特に未進徴符については、概要に言及するだけで留まるものも多く、検討の余地がある。

今回は、久世荘の年貢米未進徴符において敬称「方」がつく人物を集計した。時期は、侍衆が史料上にはつきりと現れるようになる長祿三年以降を対象とし、その結果が表1(上久世荘)・表2(下久世荘)である。表1から分かることは、①長祿三年から明応九年(一五〇〇)までの間、「方」のついた人物が未進徴符に現れる件数は、ほぼ〇件であるということ、②文明一八年に九人に「方」がついている点は、①の唯一の例外として特異な現象であるということ、そして③文亀二年(一五〇二)以降は急に「方」のついている人物が未進徴符上に増え始めるという点である。未進徴符の作成者を調査した結果も掲載しているが、一五世紀後半の大半が寒川光康、家光の二人によって作成されている。作成者が文明二六年(一四八四)に光康から家光へ移行しても、①の傾向は特に変化していない点に

も注目できる。

なお、参考までに表2（下久世荘）においては、「方」のついた侍数が明応四年頃から二桁台に推移し、十五世紀末にかけて増加している。「方」のつく侍数が増えるという傾向では上久世荘と似ているといえる。一方、「方」のついた侍数は上久世荘のように0件になることはなく、少なくとも一人は「方」がつく人物が掲載されている。以上の内容、特に上久世荘は、先行研究においても言及・説明されていないため、本稿が初めて見出した特徴である。

①についてより詳しく検討したい。上久世荘の未進徴符に現れる人物には、侍衆とわかる人物も掲載されていることがあるが、「方」という敬

表1：上久世荘において未進をする侍（「…方」）数（長禄3年（1459）以降）

対象年度	西暦	「方」のついた侍の数（人）	総計（人）	作成者	典拠	
長禄3年	1459	0	17	寒川光康	教1645	
長禄4年	1460	0	26		教1660	
寛正2年	1461	0	19		そ函59	
寛正4年	1463	0	12		キ函82	
寛正5年	1464	0	10		そ函61	
寛正6年	1465	0	27		教1753	
文正元年	1466	0	14		教1772	
文明10年	1850	(欠損)	(欠損)		教1850	
文明11年	1479	0	9		教1871	
文明12年	1480	0	12		教1871	
文明13年	1481	0	20		教1871	
文明14年	1482	0	19		教2025	
文明15年	1483	0	31		教2025	
文明16年	1484	0	33		寒川家光	教2025
文明17年	1485	0	35			教2025
文明18年	1486	9	42	教2025		
長享2年	1488	0	35	教2025		
延徳2年	1490	0	53	教2094		
延徳3年	1491	0	48	教2094		
明応元年	1492	0	43	教2094		
明応2年	1493	0	41	教2094		
明応3年	1494	0	37	教2094		
明応5年	1496	0	54	キ函114		
明応6年	1497	0	65	教2152		
明応7年	1498	0	68	ミ函154		
明応8年	1499	0	30	を函376		
明応9年	1500	0	57	弘成、八郎二郎		リ函229
文亀2年	1502	6	13			(不明)
永正10年	1513	11	31	寒川家光	へ函162	
永正11年	1514	14	30		そ函99	
永正12年	1515	15	27		教2329	
永正14年	1517	16	31	(不明)	キ函148	
大永2年	1522	16	40	(不明)	を函425	
大永4年	1524	12	27	(不明)	キ函156	
大永5年	1525	17	34	(不明)	を函427	

注：・出典の教〇〇は赤松俊秀編『教王護国寺文書』（平楽寺書店、1960～71年）による。その他は京都府立京都学・歴史館「東寺百合文書WEB」の函・文書番号による。

・上久世荘では大永5年分の後、天正4年分から未進徴符が残されている。今回は天正4年以降の分析は省略した。

・同じ年度内で二度未進徴符が作成されていることがあるが、その場合は基本的に早く作成された方を採用した。

称はつけられていない。たとえば、下久世荘の侍衆である岡氏は、上久世荘にも出作しているが、上久世荘の未進徴符においては敬称「方」をつけずに「岡」とだけ表記される。一方、下久世荘の未進徴符では岡氏には敬称「方」をつけて表記されているように、上久世荘未進徴符の表記方法の特異性が窺える。

次に、②を検討する。まず、この年に作成された公文寒川家光による書状を参照したい。

【史料11】⁽⁴²⁾

尚々、小三郎方事、

罷上御侘事申度候へ

共、取乱候間、無其儀候、

就御使当庄小三郎前之事、来廿五日以前二五分一之分五斗、寺

納可申之由申候、相残分之事ハ、来正月中まで預御扶持候之者、

於私畏入可存候、若又無沙汰仕候之者、自是致催促、進納申さ

すべく候、返々可預御心得候、然者、只今立符事、可被懸御意

候、次御公事てうふの事、今度自国之惣劇候て、于今不調候之

表2：下久世荘において未進をする侍
（「…方」）数（長祿3年〈1459〉以降）

対象年度	西暦	「方」のつ いた侍の数 (人)	総計 (人)	作成者	典拠
寛正2年	1461	2	15	久世弘成	ケ函172
寛正3年	1462	3	15		教1700
寛正5年	1464	3	15		教1728
寛正6年	1465	5	23		ぬ函47
文正元年	1466	6	21		教1774
応仁元年	1467	6	29		を函244
文明元年	1469	1	24		リ函197
文明2年	1470	4	22		教1808
文明3年	1471	1	9		教1815
文明4年	1472	2	15		ケ函180
文明5年	1473	2	16		む函58/2
文明7年	1475	5	27		キ函89
文明8年	1476	4	13	教1838	
文明10年	1478	6	31	キ函94	
文明11年	1479	3	26	リ函200	
文明12年	1480	2	12	「公文所（花押）」	才函178
文明13年	1481	2	21	久世弘成	キ函98
文明14年	1482	(前欠)	(前欠)		教1875
文明15年	1483	5	24		教1888
文明18年	1486	7	27		へ函133
長享2年	1488	5	19		力函152
延徳2年	1490	9	33		キ函105
延徳3年	1491	8	27		ミ函140
明応元年	1492	8	23		わ函24
明応2年	1493	7	30		を函324
明応3年	1494	8	23		な函/201
明応4年	1495	13	32		む函79
明応5年	1496	7	26		ぬ函70
明応6年	1497	8	34	道徳	教2155
明応7年	1498	15	42		わ函34
明応8年	1499	1	7		ぬ函79
明応9年	1500	12	37		ソ函198
永正5年	1508	3	26	(不明)	ソ函209

間、今明日間ニ可進候、次先度五分一之如注文、寺納申候、前
之事ハ御除候て、無沙汰已前之注文、此者ニ可有候、此方にて
堅可申付候、事々恐々謹言、

「文明十八」

寒川太郎三郎

十二月廿一日

家光（花押）

庄主

右の史料は異筆ではあるが文明一八年に作成されたとされる公文寒川の書状である。東寺公文所に宛てて作成され、これまでも何度か引用しているように、在地の状況を荘園領主に報告する、公文の典型的な書状である。内容面では、小三郎前（小三郎に支払いの責任がある）未進の処理について十二月二十五日以前・文明十九年正月中の二回に分けて寺納すると寒川が報告している。次に、「御公事でうふの事」に話題が移っているが、これは公事銭未進徴符のことであろう。他の東寺領荘園と同様に、上久世荘では年貢米未進徴符とは別に公事銭の未進徴符が作成されていたことが確認できるが、この公事銭未進徴符の作成が遅れている（「于今不調候」ということを述べているのである。以上の内容は、荘園関係文書では珍しくないものであるが、ここで傍線部に着目したい。寒川は、公事銭未進徴符の作成が遅れている理由は、「自国之物劇」（山城国内の混乱）があったからであると述べているが、この史料が作成される前年、文明十七年の年末から、著名な山城国一揆が発生したことが知られる。一揆は以後十年間にわたり続いたが、先行研究⁴³⁾によれば、山城国一揆とは別に乙訓郡一揆が結ばれたという。このような山城国内の混乱を、公文寒川が想起していた可能性が想定できる。史料上の制約から深く立ち入ることはできないが、このように山城国内の混

乱という一時的な要因により、寒川の荘務にも影響が出ていた事態が考えられる。

ここで文明十八年分の上久世荘未進徴符において、敬称「方」がつく人物九名の詳細を整理したのが表3である。いずれの人物も、他の百姓、ないし侍衆の請人であるか、和田苗字を冠する。このような侍衆を対象にして文明十八年分の未進徴符上で敬称「方」が付けられている。

しかし、文明十八年分上久世荘未進徴符が作成された後、改めて集計され作成された文明十九年四月四日付の算用状⁴⁴⁾では、「方」のつく人物は見当たらない。

「方」をつけるようになるという様式上の変化は、実に一過性の現象なのである。さらに、当時の公文寒川による未進処理の仕方をみても、「方」のつく人物（侍衆）と、一般百姓との間で、これといった扱いの差は見当たらない。次の史料を参照しよう。

表3：文明18年未進徴符において「方」がつく人物の詳細

No	人名	詳細（典拠：を函300-1）
1	四郎左衛門方	和田太郎左衛門請人
2	三郎右衛門方	又四郎請人カ
3	彦大（太）郎方	外林弥九郎請人
4	弥九郎方	姓：外林、彦太郎請人
5	又四郎方	和田三郎衛門請人
6	大（太）郎さへもん方	姓：和田
7	新六方	姓：和田、恋川八郎二郎請人
8	八郎二郎方	姓：恋川、和田新六請人
9	弥五郎方	利倉式部請人

【史料12⁴⁵】

此外五分一之未進衆、来年正月申さいそく仕候て、秋より寺納可申候、此由可然様ニ御披露憑存へく候、

利倉弥五郎方残五分一三斗、同二郎太郎五分一八斗、来廿五日

二、私より寺納可申候、此分可然様ニ御披露候て、先くたち不被懸御意候ハ、祝着に候、

一、小三郎前之事、五分一残未進之内六斗、私より来廿五日ニ

寺納可申候、此分御心得憑存へく候、

一、利倉式部方之五分一分残未進内式斗、これも私より可進之

候、此由能く御申憑存へく候、恐々謹言、

「文明十八」

寒川

十二月廿一日

家光(花押)

公文所

御坊

この史料は、公文寒川家光が文明十八年に作成したと考えられる、東寺公文所に宛てた書状である。主に未進について報告しているが、まず、はじめの一つ書きに注目したい。先ほども史料で現れた小三郎の未進について、「五分一残未進」については公文寒川が来月二十五日に代納すると述べている。その次の一つ書きでは、侍衆である「利倉式部方」の「五分一分残未進」分についても、公文寒川が代納すると述べているのである。このように、文明十八年の収納において、侍衆であっても一般百姓であっても公文寒川が未進を代

納しており、未進処理の仕方は同じで、差別はない。以上を踏まえれば、文明十八年分の未進徴符に「方」がつく人物が一時的に表記されるということについて、未進徴符における様式上の変化という以上の特筆した意義は見出せない。

ところが、③文亀二年(一五〇二)以降は急に「方」のついている人物が未進徴符上に増え始めるという点は、結論からいって②の様式以上の、上久世荘における変化を含蓄していると考えられる。この点を検討するにあたり、次の重要な史料を参照したい。

【史料13⁴⁶】

請申条々

東寺八幡宮領上久世庄御年貢(并)公事錢柴以下事、

一、近年庄家之御年貢以下無沙汰之間、今度望申人数、自今以

後、為寺家之御被官、別而抽忠節、御年貢諸公事物等、堅

致催促、可令寺納事、

一、当庄井料損免等、近年寄事於左右、恐申上之間、毎度及御

年貢之違乱之条、於向後者、為此人数、就御年貢之寺納、

無相違之様、可致忠節事、

一、地下御年貢以下無沙汰之時、如先規以廻御力者・宮仕等、

雖有御催促、近年百姓等致緩怠、对寺家之御使、致狼藉之

間、於向後者、為此人数寺家之御使に令警固、猶有致緩怠

之族者、令成敗相共可催促仕事、(中略)

右條々、今度就望申、預御許容之上者、此人数為寺家之御被官、

堅守此旨、雖為一事、不可致違犯、自今以後別而对申寺家様不存不忠不儀毎事可專忠節万一雖為一事、背此旨申者、可罷蒙当宮八幡大菩薩并伽藍大師之御罰各々身上者也、仍所請申状如件、

永正十年十一月廿七日

利倉新二郎

安弘(花押)

同孫三郎

俊盛(花押)

和田小四郎

家貞(花押)

同左衛門五郎

光長(花押)

利倉二郎三郎

光盛(花押)

寒川新左衛門

宗光(花押)

右の史料は、利倉安弘ら侍衆の請文である。右の史料で述べられていることは、まず一条目で「近年上久世荘の年貢以下が無沙汰であるので、今度(私たちが)申請する人数は、今より以後、寺家の御被官として、格別忠節をつくし、御年貢・諸公事物など、厳しく催促し、寺納します」とある。差出人利倉新二郎以下六名が東寺被官になったことが記されており、その原因には上久世荘の年貢納入

の滞りがあると分かる。

次に、三条目において、「地下の御年貢以下が無沙汰の時、先例のように御力者、宮司などを派遣して、御催促がありました。近年は百姓等が(年貢納入を)怠り、寺家の御使者に対し、狼藉をほたらくので、これからのちにおいては、この人数をして寺家の御使者を警護させ、それでも(年貢納入を)怠るものは処罰して、(年貢を)催促します」と述べられている。ここから、一条目でも言及されていた上久世荘の年貢納入の滞りの実態は、「百姓等」による年貢納入拒否であることが明らかになる。

右と同様の百姓による年貢納入拒否は、他の上久世荘関係史料からも確認できるが、いずれも一六世紀初頭である。

文亀元年に東寺僧の杲琛が澤蔵軒に送った書状⁽⁴⁷⁾では、「当寺八幡宮領上久世庄事、去年彼庄公文職就被押置候、百姓等寄事於左右、本所分年貢令難渋候、」とある。「公文職就被押置候」とあるのは、文亀元年九月、細川政元が公文寒川左馬允知行分の上久世荘年貢公事以下の抱置きを百姓中に命じた事態⁽⁴⁸⁾を指している。これによって、百姓等が本所分年貢の納入を滞らせている事態に発展したのである。上久世荘の年貢未進について、三上定長が東寺の年貢に送った書状⁽⁴⁹⁾では、「名主百姓中菟角被申候哉、曲事候」とある。年貢納入が滞っている点は、名主百姓中が年貢納入を拒否していることによると、ここからも確認できる。同じく三上氏より、「上久世庄名主百姓中」に宛てて作成された奉書⁽⁵⁰⁾では、「当庄東寺分年貢事、百姓等

于今無寺納由候、…百姓中寄緯於左右難決之儀、言語道断之次第候
 …」とある。ここでも百姓中による年貢納入拒否が確認できる。

以上のように、文亀元年の細川政元による公文寒川左馬允知行分
 の上久世莊年貢公事以下の抱置きを契機に、百姓等の年貢納入拒否
 に発展した事態があった。これが、史料13の三条目「近年百姓等致
 緩怠」の指している事態である。史料13における侍衆の寺家被官化
 は、百姓等による年貢納入拒否への対応策として設定されたのであ
 る。③の文亀二年以降に未進徴符で敬称「方」がつく人物が増える
 ことと、時期が重なることから、両者の関連性が推測される点を本
 稿では指摘したい。⁽⁵¹⁾

先行研究⁽⁵²⁾では、一六世紀からは侍衆が年貢未進の主体であったこ
 とは既に指摘されている。この指摘自体は決して間違っていないが、
 この点から直ちに侍衆が未進を積極的にこなっていたと従来のように
 に評価するのは不十分である。その裏には、年貢納入を拒否した百
 姓がいた（一部の百姓等は未納であった）点に留意すれば、侍衆は、
 上久世莊全体の中では、まだ比較的納めていた方との見方が妥当で
 であろう。③の文亀二年以降に未進徴符で敬称「方」がつく人物が増
 えることは、このような事態を反映していると考えられる。

また、史料13に署名している侍衆のうち、上久世莊侍衆の武家被
 官化を緻密に検討した高木純一氏⁽⁵³⁾によれば、利倉安弘、和田家貞、
 寒川宗光は細川氏へ、和田光長は「又四郎」と呼ばれる武家にも被
 官化していたことが明らかにされている。また、高木氏は武家被官

と寺家被官の両者が細川氏による「公文分」闕所処分に伴い急速に
 進展したと捉え、武家被官化と寺家被官化の違いを年齢層などに着
 目し論じている。この視角そのものは有効であるが、前提として「公
 文分」闕所処分に伴う百姓等の年貢未納という事態は考慮されてい
 ない。百姓層の離脱（＝年貢納入難決）に対処するという危機意識
 では武家被官化・寺家被官化ともに共通しているといえるのではな
 いか。表1で「方」が増えていく変化は、百姓層が離脱したこと
 によって、侍衆（土豪）が莊家に代わる代表者として領主権力に認知・
 把握される情勢を反映している、と捉えることができる。

おわりに

本検討で明らかにしたことを改めて整理すると、次の三点に総括
 される。

- (1) 十五世紀の大山莊において百姓から土豪に対しては莊園制的負
 担を負うことを期待しており、土豪がこの義務から逸脱したと
 きは、百姓等がその負担へと引き戻そうとする圧力があつた。
 上久世莊においても、侍衆は莊園諸負担に関して一般百姓の同
 意を必要としていた。

- (2) 十五世紀中の上久世莊未進徴符においては、一般百姓と侍衆と
 の間に表記上の区別はないが、十六世紀に入ると、侍衆に敬称
 「方」がつくようになる。なお下久世莊においても敬称「方」

がつく人物が増える点で近似した傾向がみられるが、上久世荘のように「方」がつく人物が0件になることはなかった。

- (3) は、十六世紀初頭に上久世荘における武家の押領に伴い百姓の年貢納入難渋が引き起こされたことで、侍衆が被官化する上久世荘の情勢との関連が考えられる。

土豪と百姓の関係について、特に土豪の機能を重視する近年の見解では、十五世紀の検討が不十分という問題があった。今回大山荘・上久世荘の事例検討を通じ(1)の百姓による土豪への荘園制的規制を明らかにしたことで、十六世紀以降の土豪の機能的側面(融通)が形成される契機をここから見出せると考える。土豪は室町期から融通を無条件に行なっていたわけではなく、百姓層との対抗関係から引き出されたものとの見通しがたち、長谷川説と湯浅説とを止揚する糸口がこの点にあるのではないか。ただし、長谷川説では「はじめに」にて指摘したように戦国期の慢性的飢饉状況を前提としている。一方で史料4・6・7・10では荘園領主、守護支配による負担が百姓等の訴えの中心にあった。百姓等による土豪への荘園制的規制は、荘園領主・守護権力の二重の負担に対応して形成されたとみる余地もある。

また本章第二章では、未進徴符に「方」がつく人物が増えることと、百姓層の離脱、武家・寺家被官化の進展を関連させて論じた。従来土豪と荘園領主の二項対立から荘園制の解体が論じられてきた

のに対し、百姓の動向を第三の視点として上久世荘を事例に再構成したところに本章のささやかな独自性があると考えるが、当然全ての村落で上久世荘のように百姓層が離脱していくわけではない。⁵⁴ 他
の事例検討を経た上久世荘の事例の位置付けが課題としてある点を
確認して攔筆とする。

注

- (1) 近年は錢静怡『戦国期の村落と領主権力』(吉川弘文館、二〇一八年)序章が挙げられる。
- (2) 例えば、「小領主」論を展開した大山喬平「室町末・戦国初期の権力と農民」(初出一九六五年、永原慶二編『戦国大名論集Ⅰ 戦国大名の研究』吉川弘文館、一九八三年所収)。このほか「地主」論や両者の止揚を試みた説があるが、詳細は錢静怡、注(1)前掲論文を参照。
- (3) 稲葉継陽「村の侍身分と兵農分離」(初出は一九九三年、『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、一九九八年)、長谷川裕子『中近世移行期における村の生存と土豪』(校倉書房、二〇〇九年)に代表される。
- (4) 藤木久志「飢餓と戦争の戦国を行く 朝日選書六八七」(朝日新聞社、二〇〇一年)、同編『日本中世気象災害史年表稿』(高志書院、二〇〇七年)など。
- (5) 長谷川裕子、注(3)前掲書。
- (6) 近年は蔵持重裕氏も同様の見解を述べている(蔵持重裕「日本中世村研究の道径」同編『日本中世社会と村住人』勉誠社、二〇二一年所収)。
- (7) 湯浅治久「惣村と土豪」(岩波講座日本歴史 第九巻 中世4 岩波書店、二〇一五年所収)。
- (8) 長谷川裕子、注(3)前掲書十五頁(序章)「地域の有力者である土豪は、戦国期以降にその活動がみられるようになる…」、一二二頁(第一部第三

章)「従来、十五世紀後半以降土豪は積極的に土地を集積していくと捉えられてきた。しかし実際は、百姓側の未進弁済要求に応じた結果、その担保物件である土地が集まってきたのである。」と見通しを述べている。しかし、特に後者の主張は戦国後期の井戸村氏を中心とする検討結果を十五世紀後半に遡及させて展望しているに過ぎず、当該期の史料を検討した結果ではない。

(9) 長谷川裕子「十五〜十七世紀における村の構造と領主権力」(同『戦国期の地域権力と惣国一揆』岩田書院、二〇一六年所収)。

(10) たとえば、同論文では「請人」は、未進回収のための百姓同士の保障体制として設定されたが(中略)十五世紀初めから存在した土豪が、十五世紀半ば以降、村請の責任者として立ち現れてくるのである。こうして、百姓の未進を一括して公文が請負ったり、個人の未進を村の未進として把握するなど、未進を村の借物として土豪が責任をもつ体制が確立している(二二六頁)と述べ、史料を挙げている。しかし、長享・明応期に限定され、典拠も三例に限定されているため、さらなる検討の余地があるといえる。

(11) 伊藤俊一『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年)九九頁。

(12) 福丸恭昂「室町期荘園制と地域社会」太良荘・大山荘の『未進』を通じて(『日本歴史』八九〇号、二〇二二年)。

(13) 高橋敏子「大山荘」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史8 近畿地方の荘園Ⅲ』吉川弘文館、二〇〇一年所収、以下高橋A論文)。同「丹波国大山荘―周縁山間部荘園の村里―」(鎌倉佐保ほか編『荘園研究の論点と展望 中世史を学ぶ人のために』吉川弘文館、二〇二三年所収)。

(14) 岡光夫「室町時代丹波大山荘周辺の動向(一)」(『同志社大學經濟學論叢』一一巻一号、一九六一年) 大山喬平「中世村落における灌漑と錢貨の流通―丹波国大山庄西田井村―」(初出一九六一年、同『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年所収、以下大山A論文)、大山荘調査団編『丹波国大山荘現況調査報告 三』(西紀・丹南町教育委員会、一九八七年)、

小林基伸「室町期における西田井の再開発と経営」(大山喬平編『中世荘園の世界 東寺領丹波国大山荘』思文閣、一九九六年所収)、宮川満編『大山村史 本文編』(一九六四年)第三章四節「大山荘の崩壊過程」(大山喬平執筆、以下大山B論文)。

(15) 大山喬平、注14) B論文。

(16) 大山喬平、注14) A論文。

(17) 小林基伸、注14) 前掲論文。

(18) 永正期に大山荘関係の史料が途絶するのは、大山荘が、多紀郡に勢力を張った波多野氏の支配下に入ったためと考えられている(高橋敏子、注13) A論文)。

(19) 嘉吉三年十一月七日、大山荘年貢算用状并西田井方内檢年貢算用状、『兵庫県史 資料編 中世6』(一九九一年、以下『兵』)五八八号。

(20) 文安元年八月一日、大山荘年貢算用状、『兵』五九八号。

(21) 辰田芳雄「守護役と年貢減免闘争」(初出一九九三年、同『中世東寺領荘園の支配と在地』校倉書房、二〇〇三年所収)。

(22) 享徳三年四月十三日、大山荘年貢算用状、『兵』七〇五号。

(23) (康正二年)十月十七日、大山荘一院谷百姓等注進状、『兵』七二八号。

(24) 享徳三年十月十六日、大山荘西田井内檢帳、『兵』七一〇号。

(25) 小林基伸、注14) 前掲論文。

(26) 『兵』にも指摘がある通り(六〇七頁)、文明十年「十八口供僧評定引付」(『兵』七九八号)において文明十年十二月三日付で進藤修理亮貞利は大山荘代官に任じられている。

(27) (年末詳)十二月二十四日、中沢元基書状、『兵』八二〇号。

(28) 「かん衛門」については東寺公文所と併記されていることから、東寺の関係者の可能性があるが、その他の関連史料がなく不詳である。

(29) 上島有『京郊庄園村落の研究』(塙書房、一九七〇年)、田中倫子「久世荘」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史7 近畿地方の荘園Ⅱ』吉川弘文館、一九九五年所収)。

- (30) 上島有、注(29)前掲書第七章。
- (31) 長祿三年九月三〇日、久世上下莊侍分地下分等連署起請文案(京都府立京都学・歴史館東寺百合文書WEB「東寺百合文書」を函二二五、以下は函と文書番号のみ記す)。
- (32) 久留島典子「東寺領山城国久世庄の名主職について」(『史学雑誌』第九三編八号、一九八四年)。
- (33) 上島有、注(30)前掲論文。
- (34) 文明十八年十月二十九日、上久世莊公文寒川家光書状(を函二九一)。
- (35) (年末詳) 十二月十一日、上久世莊公文寒川家光書状(口函一三五)。
- (36) 上島有、注(30)前掲論文。
- (37) 文龜二年九月二十九日、上久世莊利倉昌玄・和田貞次連署書状(キ函一二九)。
- (38) 久世莊における「御旬」が何を指すのかははっきりしない。(年末詳) 十一月十八日、上久世莊利倉弘盛書状(を函四一三・紙背)においても、「御旬之事」を延引したことが述べられている。
- (39) 文龜二年七月二十四日、上久世莊百姓申状(キ函一二八)。
- (40) たとえば、明応三年十二月十四日、上久世莊年貢米算用状并未進徴符(赤松俊秀編『教主護国寺文書』平楽寺書店、一九六〇〜七一年、二〇九四号、以下出典は「教〇〇」と略す)においては庄未進として「六升四合 岡」と表記されている。
- (41) たとえば、延徳二年十二月三日、下久世莊年貢米未進徴符(キ函一〇五)では「岡入道方」「岡彦大郎方」、明応三年十二月二十三日、下久世莊年貢米未進徴符(な函二〇一)では「岡有舟方」などと表記され、文正元年十一月二十四日、下久世莊年貢米未進徴符(教一七七四)においては「岡方」と表記されている。
- (42) 文明十八年十二月二十一日、上久世莊公文寒川家光書状(を函二九五)
- (43) 森田恭二「山城国一揆」再考(『有光友学編』戦国期権力と地域社会)吉川弘文館、一九八六年所収)。
- (44) 文明十九年四月四日、上久世莊年貢米算用状(教二〇二五)。
- (45) 文明十八年十二月二十一日、上久世莊公文寒川家光書状(を函二九六)。
- (46) 永正十年十一月二十七日、寒川宗光等連署上久世莊年貢公事銭等請文(レ函二六一)。
- (47) 文龜二年六月四日、金勝院杲琛書状案(を函三九四)。
- (48) 文龜元年九月十五日、安富元家折紙案(リ函二三〇)。田中倫子、注(29)前掲論文にも指摘がある。
- (49) 文龜元年十二月十三日、三上定長書状(ア函二七〇)。
- (50) 文龜元年十二月、三上定長奉書案(を函三九二)。
- (51) 永正一〇年の未進徴符では、文明一六年から公文として未進徴符を作成していた寒川家光が、突如として侍衆に敬称「方」をつけ始めている点で特異である。これと史料13の作成時期が重なる点を本稿では重視したい。なお、史料13で署名している寒川宗光は家光の子息か、弟か、ごく近い間柄と考えられている(上島有、注(29)前掲書四七七頁)。
- (52) 高木純一「山城国上久世莊における年貢収納・算用と沙汰人」(初出二〇一七年、同『中世後期の京郊莊園村落』吉川弘文館、二〇二一年所収)、田中倫子「戦国期における莊園村落と権力」(初出一九七八年、村田修三編『戦国大名論集』5 近畿大名の研究)吉川弘文館、一九八六年所収)。
- (53) 高木純一「山城国上久世莊における被官化状況と細川氏権力」(初出二〇一五年、高木純一注(52)前掲書所収)。
- (54) 下久世莊では上久世莊に比べ武家による押領が進展していないことが指摘されている。(田中倫子、注(29)前掲論文) そのためか、文龜年間く永正十年(史料13が作成された時期)の下久世莊では、百姓による年貢納入の難渋が史料上確認できない。